

仕 様 書

1 件名

津市学校屋内運動場空調設備設置に係る賃貸借

2-1 履行場所（北エリア）

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| (1) 津市立養正小学校屋内運動場 | (所在地：津市丸之内養正町 14 番 1 号) |
| (2) 津市立南立誠小学校屋内運動場 | (所在地：津市桜橋二丁目 39 番地) |
| (3) 津市立北立誠小学校屋内運動場 | (所在地：津市江戸橋一丁目 30 番地) |
| (4) 津市立敬和小学校屋内運動場 | (所在地：津市中河原 445 番地) |
| (5) 津市立新町小学校屋内運動場 | (所在地：津市八町三丁目 3 番 1 号) |
| (6) 津市立神戸小学校屋内運動場 | (所在地：津市神戸 332 番地 1) |
| (7) 津市立安東小学校屋内運動場 | (所在地：津市納所町 245 番地) |
| (8) 津市立櫛形小学校屋内運動場 | (所在地：津市分部 1211 番地 1) |
| (9) 津市立一身田小学校屋内運動場 | (所在地：津市一身田大古曾 355 番地) |
| (10) 津市立白塚小学校屋内運動場 | (所在地：津市白塚町 4463 番地) |
| (11) 津市立栗真小学校屋内運動場 | (所在地：津市栗真中山町 452 番地) |
| (12) 津市立片田小学校屋内運動場 | (所在地：津市片田井戸町 22 番地) |
| (13) 津市立大里小学校屋内運動場 | (所在地：津市大里窪田町 1821 番地) |
| (14) 津市立高野尾小学校屋内運動場 | (所在地：津市高野尾町 5266 番地 1) |
| (15) 津市立西が丘小学校屋内運動場 | (所在地：津市長岡町 800 番地 437) |
| (16) 津市立豊が丘小学校屋内運動場 | (所在地：津市豊が丘二丁目 34 番 1 号) |
| (17) 津市立豊津小学校屋内運動場 | (所在地：津市河芸町一色 1680 番地) |
| (18) 津市立上野小学校屋内運動場 | (所在地：津市河芸町上野 2963 番地) |
| (19) 津市立黒田小学校屋内運動場 | (所在地：津市河芸町北黒田 109 番地 1) |
| (20) 津市立千里ヶ丘小学校屋内運動場 | (所在地：津市河芸町千里ヶ丘 13 番地) |
| (21) 津市立明小学校屋内運動場 | (所在地：津市芸濃町林 325 番地) |
| (22) 津市立芸濃小学校屋内運動場 | (所在地：津市芸濃町棕本 5047 番地) |
| (23) 津市立草生小学校屋内運動場 | (所在地：津市安濃町草生 4209 番地) |
| (24) 津市立村主小学校屋内運動場 | (所在地：津市安濃町連部 68 番地) |
| (25) 津市立安濃小学校屋内運動場 | (所在地：津市安濃町内多 451 番地) |
| (26) 津市立明合小学校屋内運動場 | (所在地：津市安濃町栗加 978 番地) |
| (27) 津市立橋北中学校屋内運動場 | (所在地：津市桜橋二丁目 3 8 番地 1) |
| (28) 津市立東橋内中学校屋内運動場 | (所在地：津市中河原 3 5 6 番地 2) |
| (29) 津市立西橋内中学校屋内運動場 | (所在地：津市東古河町 7 番 1 号) |
| (30) 津市立西郊中学校屋内運動場 | (所在地：津市一色町 2 1 9 番地) |
| (31) 津市立一身田中学校屋内運動場 | (所在地：津市一身田中野 880 番地 1) |
| (32) 津市立豊里中学校屋内運動場 | (所在地：津市大里睦合町 820 番地 1) |

- (33) 津市立朝陽中学校屋内運動場 (所在地：津市河芸町上野 2010 番地)
(34) 津市立東観中学校柔剣道場 (所在地：津市安濃町東観音寺 494 番地 1)

2-2 履行場所 (南エリア)

- (1) 津市立修成小学校屋内運動場 (所在地：津市修成町 9 番 1 号)
(2) 津市立育生小学校屋内運動場 (所在地：津市下弁財町津興 1350 番地)
(3) 津市立藤水小学校屋内運動場 (所在地：津市藤方 1627 番地)
(4) 津市立高茶屋小学校屋内運動場 (所在地：津市高茶屋三丁目 1 番 1 号)
(5) 津市立雲出小学校屋内運動場 (所在地：津市雲出本郷町 1164 番地)
(6) 津市立南が丘小学校屋内運動場 (所在地：津市垂水 2538 番地 1)
(7) 津市立誠之小学校屋内運動場 (所在地：津市久居西鷹跡町 424 番地)
(8) 津市立成美小学校屋内運動場 (所在地：津市久居新町 737 番地)
(9) 津市立桃園小学校屋内運動場 (所在地：津市新家町 1350 番地)
(10) 津市立戸木小学校屋内運動場 (所在地：津市戸木町 880 番地)
(11) 津市立栗葉小学校屋内運動場 (所在地：津市森町 270 番地)
(12) 津市立榊原小学校屋内運動場 (所在地：津市榊原町 5848 番地)
(13) 津市立立成小学校屋内運動場 (所在地：津市久居野村町 560 番地)
(14) 津市立香良洲小学校屋内運動場 (所在地：津市香良洲町 2190 番地 1)
(15) 津市立一志東小学校屋内運動場 (所在地：津市一志町八太 785 番地 1)
(16) 津市立一志西小学校屋内運動場 (所在地：津市一志町田尻 353 番地 1)
(17) 津市立家城小学校屋内運動場 (所在地：津市白山町南家城 647 番地)
(18) 津市立川口小学校屋内運動場 (所在地：津市白山町川口 1991 番地)
(19) 津市立大三小学校屋内運動場 (所在地：津市白山町二本木 296 番地)
(20) 津市立倭小学校屋内運動場 (所在地：津市白山町上ノ村 183 番地)
(21) 津市立八ツ山小学校屋内運動場 (所在地：津市白山町八対野 2480 番地)
(22) 津市立美杉小学校屋内運動場 (所在地：津市美杉町奥津 1025 番地)
(23) 津市立橋南中学校屋内運動場 (所在地：津市上弁財町津興 2 5 3 7 番地)
(24) 津市立南郊中学校屋内運動場 (所在地：津市高茶屋四丁目 4 4 番 1 号)
(25) 津市立南が丘中学校屋内運動場 (所在地：津市垂水 2622 番地 1)
(26) 津市立久居中中学校屋内運動場 (所在地：津市久居西鷹跡町 494 番地)
(27) 津市立久居西中学校屋内運動場 (所在地：津市久居一色町 940 番地)
(28) 津市立久居東中学校屋内運動場 (所在地：津市久居井戸山町 721 番地 1)
(29) 津市立香海中中学校屋内運動場 (所在地：津市香良洲町 128 番地)
(30) 津市立一志中学校屋内運動場 (所在地：津市一志町高野 2609 番地)
(31) 津市立白山中学校屋内運動場 (所在地：津市白山町川口 471 番地 6)
(32) 津市立美杉中学校屋内運動場 (所在地：津市美杉町八知 5800 番地)
(33) 津市立みさとの丘学園屋内運動場 (所在地：津市美里町三郷 84 番地)

3 業務概要

本業務は、履行場所において、契約期間に、次の(1)、(2)の業務を行うものとし、契

約期間の終了をもって、現状有姿にて、本市に無償譲渡とするものとする。

契約期間中の物件の所有権については無償譲渡の条件付きの賃貸借契約であるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第342条第3項の規定により受注者と本市の共有物となり、固定資産税の納税義務者（非課税）は発注者である本市となるため、見積もりの積算に含めないものとする。

履行場所は、本市の指定避難所であるため、特例需要場所の低圧引込みにより、設備機器を設置する場合は、中部電力パワーグリッド株式会社に対し、特例需要場所受電申請を行うこと。既設電灯盤の主幹ブレーカーが225Aを超えているものについては、現状の使用状況を調査のうえ、可能な限り主幹ブレーカーの取替えを行い、特例需要場所の低圧引込みを活用すること。（本費用については、申請業務に係る手数料のみ本業務の範囲内とし、低圧引込みに係る手数料等については発注者が負担するものとする。）

- (1) 賃貸借によるスポット型空調設備（室内機、室外機）の設置及びそれに伴う付属設備機器（電気配線、機械配線、配管、基礎、架台等）の設置
- (2) 設備機器に係る点検・報告、修理・保守等

4 契約期間

(1) 準備期間（設置期間）

契約締結日から令和9年8月31日まで

※ 賃貸借期間までに、設備機器の設置完了及び使用可能な状態にすること。ただし、中部電力パワーグリッド株式会社の申請・許可状況及び施工状況による遅延、やむを得ない状況により発注者と協議の上、承認された場合は、この限りではない。

※ 準備期間において空調設備の設置を行い、設置完了後（電力引込み後）は発注者が動作確認を行う。

空調設備設置完了後から賃貸借開始までの期間は、各学校管理者にて試運転を行うものとし、その際に生じた不具合等については受注者にて対応を行う。

（試運転に伴う電気料金については、本市負担とする。）

※ 令和8年度において、津市立南立誠小学校（令和8年7月～令和8年8月施工予定）、津市立橋南中学校（令和8年7月～令和8年8月施工予定）、津市立一身田中学校（令和8年11月～令和9年1月施工予定）については屋内運動場内の改修工事が予定されているため、当該関係者間において協議し、円滑な進捗に努めること。

上記の施工時期については予定であるため、変更する場合があるものとする。

※ 白山地域の小学校については、統合を予定していることから、津市立家城小学校、津市立川口小学校、津市立大三小学校、津市立倭小学校、津市立八ツ山小学校は早期整備すること。

(2) 賃貸借期間

令和9年9月1日から令和14年8月31日までの60か月とする。

5 設置仕様

3(1)の付属設備機器（以下「設備機器」という。）の設置にあたっては、本項目の内容又はそれ以上の仕様とすること。

※ 原則として、本項目に基づき設置するものとするが、記載のない事項については、発注者、受注者協議の上、定めるものとする。

(1) 設備機器の設置

ア 室外機は、地上又は屋根設置とし、振れ止め等の措置により転倒防止対策を行うこと。

なお、地上設置の場合は、既設コンクリート面に堅固に固定し、屋根設置の場合は、防水層などを傷めないような対策及び今後の防水改修工事実施時に支障とならない対策を行うこと。

イ 室外機は、防振ゴム・SUS ボルト・ダブルナット仕様とし、室外機のレベル調整を行い、室外機間のサービススペースを確保すること。

ウ 室内機を内壁面に設置する場合は、1階床面から3～4mの高さの範囲において堅固に固定し、落下防止対策を行った上で設置すること。室内機をアリーナ上部空間へせり出して設置する場合は、壁面から1m以内とし、競技及び施設運営に支障が出ないように設置すること。

エ 室内機をキャットウォークに設置する場合は、キャットウォークのコンクリート床面と支持材・架台を所定のアンカーボルト（メーカー標準）で堅固に固定し、転倒防止対策及び落下防止対策を行った上で設置すること。

なお、キャットウォークの幅（メンテナンススペース）を確保し、室内機の吹き出しが前面に突き出すようになる際は、キャットウォークの落下防止柵を一部撤去し、柵の外側に支持材・架台を持ち出して固定すること。

オ 安全面及び施設運営への支障を考慮して、室内機をアリーナ床面へ設置することは禁止とする。

カ 室内機の設置については、防球ガード等の防球対策及び結露対策を行うこと。

キ 設置場所に、支障となる設備がある場合には、機能上の問題が生じない位置に移設、撤去・復旧する等の措置を講ずること。

ク 室外機（基礎含む）及び室内機の設置位置については、発注者と協議の上、最終決定すること。なお、各種法令に抵触しないように配置すること。

室外機については敷地境界線における騒音値に注意し、必要に応じて防音対策を講ずること。

また、契約期間中において、本業務で設置した空調設備に対する苦情等が寄せられた場合には、受注者は市に騒音等環境基準値の測定、資料作成及び対策立案等の協力を行うこと。対策に必要な費用については、発注者と協議を行うこと。

ケ 機器搬入に伴う重機（クレーン・ユニック）の使用は、事前に発注者及び学校管理者と協議し、日時の決定を行うこと。

コ 1 kN 以下の機器の固定については、機器製造者の指定する方法で確実に
行うこと。1 kN を越える機器の固定については、独立行政法人 建築研究所監
修「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」に基づき機器の固定を行う
こと。

(2) 配管

ア 冷媒配管仕様は、冷媒用被覆銅管とし、保温厚は液管 10 mm、ガス管 20 mm 又はメーカー標準仕様とすること。

イ 冷媒管の外装は、基本屋外はステンレス鋼板又はガルバニウム鋼板とし、
室内露出部分は、樹脂製とする。

ただし、キャットウォークの設置箇所及び防球対策が必要な箇所については、
金属製ダクトに収めるか、保護カバーなどと取り付けること。

ウ ドレン管は、屋内は保温層付き V P 管、屋外はカラー V P 管とし、施工は
メーカー仕様に準ずること。

ドレンは、既設雨水桝に放流するか、影響のない地上部に放流し、犬走り
などに放流しないよう配管すること。なお、室外機ドレンも同様とする。

エ ドレン配管は、逆勾配がないようにすること。また、送風機の全静圧以上
の落差をとった空調機用トラップを設けること。

オ 室内機にはドレンパンを設置し、ドレン配管も含め、結露対策を行うこと。

カ 配管支持金物については、室内はメッキ仕上げ、外部はステンレスとし、
配管との接触部は、絶縁テープ等で絶縁処理を行うこと。

キ キャットウォーク等、歩行の可能性がある場所に転がし配管を行う場合は、
縞鋼板等にて配管の防護措置を行い、歩行しやすいよう対策を行うこと。

(3) 配管貫通

ア 配管は、建築構造物（梁・柱・構造壁など）を貫通させないこととし、壁・
構造に支障がない箇所を貫通させることとする。

また、貫通の際は、鉄筋探査を行い、鉄筋を切らないようにすること。

イ 外部貫通部分は、漏水・雨漏りがないように補修すること。

(4) 配管気密試験

ア 冷媒管の試験は、乾燥窒素にてメーカーの定める試験圧力で行うこと。（2
4 時間以上）

イ ドレン管は、必ず通水試験を行うこと。

(5) 配線

ア 特例需要場所の低圧引込みを行う施設について、受注者は、引込み分電盤を
設置し、室外機の設置場所付近の外壁壁などを利用し、配線・配管を行うこと。

なお、中部電力パワーグリッド株式会社が特例需要場所の低圧引込みを行い、
受電の竣工試験を行うため、受注者はその試験に立ち会うものとする。

特例需要場所の低圧引込みの対象となっていない学校については、既設キュ

ービクルの改造を行い、配線・配管を行うこと。消防認定品や火災予防条例準拠品がある際は、所轄消防署との協議は受注者にて行うこと。

特例需要場所の低圧引込みに伴い、敷地内にて建柱が必要となる場合は受注者負担にて作業を行うこと。

竣工試験実施及び立会に係る費用は受注者の負担とする。

- イ 配管及びボックス類の支持金物は、溶融亜鉛メッキ又はSUS製とする。
- ウ 電源供給ルートは、原則として配管仕様とし、極力、児童の手の届かない箇所にて施工すること。
- エ 二次側電源線及び信号線は、メーカー基準に準ずるものとし、冷媒管共巻きとすること。
- オ リモコン線は、メーカー基準に準ずるものとし、配線は、メタルモール又は電線管とする。

また、リモコン線及びリモコンは、発注者及び学校管理者と協議の上、屋内運動場の使用に支障がないところに設置するものとし、リモコン用の鍵付きボックスを設置し、その中にリモコンを収納するものとする。鍵の本数については、発注者及び学校管理者と協議を行うこと。

(6) 仮設

- ア 外部仮設足場・仮設階段を設置する場合は、防護ネット等で安全対策を講じるとともに、児童などが容易に昇降できないよう対策を行うこと。
- イ 設置作業を行う範囲とその周辺については、養生を行い、ゴミ・埃などが飛散しないよう徹底することとし、作業終了後は、毎回、簡易的な清掃を行うこと。
- ウ 資材及び廃材置場が必要となる場合は、事前に発注者及び学校と協議とし場所及び期間を決定することとし、養生についても適切に行うこと。
- エ 設置作業中の危険な箇所には、バリケード・囲い・カラーコーンなどを施し、立ち入り禁止などの掲示を行うこと。

(7) その他

- ア 設備機器を設置する際には、児童、生徒、学校関係者及び来校者等の安全に十分配慮するとともに、日常の学校活動に支障をきたさぬよう、発注者及び学校管理者と協議を行うものとし、その指示に従うこと。また、修繕や工事の実施予定もあるため、必要に応じて工程の調整を行うこと。
- イ 設備機器の設置前にあっては、作業の内容・工程、安全対策、車両の駐車・搬入経路、学校の行事予定、鍵の管理、近隣対策などについて、発注者及び学校管理者と事前に十分協議を行うこと。
- ウ 作業については、安全確保を行い、学校の承諾を得て、平日に作業を行うことができる。また、土曜日、日曜日、祝日に作業を行う際は、学校開放にて利用予定もあることから、事前に、学校と協議し、決定すること。
- エ 作業を開始及び終了する場合は、その都度、学校に連絡すること。作業時間

は原則、午前8時30分から午後4時までとする。それ以外の時間帯で作業が必要な場合は学校と協議し、決定すること。

- オ 騒音が伴う作業については、近隣民家などへの対策を行うこと。
- カ 既存構造物の形状変更は、必要最低限とすること。
- キ 既存設備等の保守・点検等の障害にならないよう配慮すること。
- ク 作業中のトイレについては、履行場所のトイレを使用できるものとする。
- ケ 設備機器の設置が完了した時は、機器設備図、電気配線図（紙及びJW-CAD等の電子データ）、取扱説明書・マニュアル等の図書、設置に係る状況写真（着手前－作業中－作業後（完成））を発注者に提出すること。
アンカーボルトを使用する際は、穿孔深さ、使用するアンカーボルトの長さ・太さがわかるように撮影を行い、メーカー標準で施工していることがわかるようにすること。
また、引渡し時には、学校に対し、設備機器の使用に関する説明（操作方法、緊急時の対応など）を行うこと。
なお、説明による必要な資料や機材については、受注者の負担とする。
- コ 設置した設備機器、分電盤等に賃貸借物件である旨の表示を行うこと。
また、室外機と室内機、ブレーカーなどの組合せが相互にわかるような表示を本体に行うこと。
- サ 本設置仕様書に定めのない事項において、その履行上、当然必要となる事項については、受注者が責任を持って対応すること。
- シ 使用する材料については、受注者と協議により変更できるものとする。

◆ 設備機器仕様（参考）

スポット型空調設備（室内機・室外機別置型）

【定格能力】

冷房：10.0kW（5.5kW～16.4kW）

暖房：11.2kW（5.0kW～18.2kW）

※ 上記は、参考能力とするため定格能力は同等以上とすること。

※ 室内機・室外機・リモコン等の標準付属品一式セット（国内メーカー製）

※ 冷房・暖房能力、電気特性及び風量は、JIS B 8615-1 又は JIS B 8616 に定められた方法で測定された値であること。

※ 室内機の最大風量は、80 m³/min 以上とする。

※ 室内機には、可変風向ガイド（手動）、ドレンパン、吸込フィルター、防護（防球）ネットを取り付けること。

6 設置確認

受注者は、設備機器の設置が完了した時は、速やかにその旨を発注者に通知し、発注者の立会いのもと、5の設置仕様及び動作確認を行うこと。

不備がある時は、受注者の費用負担により、直ちに設備機器を補修した上で、発注者の確認を受けるものとする。

7 事前調査

履行場所において、事前調査を行う場合は、令和8年4月6日（月）から令和8年5月15日（金）までの期間の午前8時30分から午後4時00分までに行うものとし、調査を行う前に、津市教育委員会事務局教育総務部教育施設課（059-229-3242）に連絡し、調査の承諾を受けるものとする。

8 受注者が負担する経費

本業務及びそれに伴う調査、搬入、作業等に要する経費は、すべて受注者が負担するものとする。

9 提出書類

受注者は、本契約後、速やかに作業計画（作業体制、安全管理計画等）について、発注者と協議した上で、次の資料を提出すること。

(1) 実施工程表（様式任意）

※ 学校運営に支障がないよう学校と協議を行うこと。

(2) 受注者の管理・組織体制表（緊急連絡先含む）（様式任意）

(3) その他発注者が必要と認めるもの

10 点検・報告

受注者は、次の点検及び報告を行うものとする。

(1) 簡易点検業務

ア 第1種特定製品に該当する設備機器について、機器調査表、点検記録簿及び簡易点検チェックシートに基づき、フロン排出抑制法第16条第1項及び同法告示第13号に定める簡易点検を、契約期間中に行うこと。

なお、簡易点検の方法は、一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会の編集発行する「簡易点検の手引き」などを参考にすること。

イ 簡易点検の結果は、第1種特定製品機器ごとの簡易点検チェックシート及び点検記録簿に記載すること。

ウ 点検終了後、1か月以内に発注者に報告・提出を行うこととする。

(2) フロン類の漏えい又は漏えいが疑われる場合の報告

フロン類の漏えい又は漏えいが疑われる場合は、その状況写真を添えて報告書にまとめ、速やかに発注者へ提出すること。

なお、緊急にて口頭で報告した場合は、後日、速やかに状況写真及び報告書を提示すること

(3) 定期点検

定期点検が必要な機器を設置する場合は受注者にて下記のとおり、定期点検を行うこと。

定期点検業務内容（定格出力 7.5kw 以上）

ア 定期点検記録簿の作成

イ システム漏えい点検（目視点検）の実施

※点検内容：システム漏えい点検項目のとおり

ウ 間接法による漏えい点検（運転診断）の実施

※点検内容：間接法による漏えい点検項目

エ 点検の結果不良箇所については、「不良箇所一覧表」を作成すること。

オ 点検等写真の撮影、撮影内容については「9 報告書の提出の表」のとおりとする。

カ 上記に明記されていない場合でも、軽微な不良箇所及び点検等に当然必要であると認められるものは、受注者の責任において処理するものとする。

キ 点検開始前に機器の不良が発見された場合は、作業を中止し発注者に報告し指示を受けること。

※当該機器の定期点検については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による定期点検を行うに十分な知見を有する者が行うこと。

ク 受注者は、各保守点検業務完了後に遅滞なく発注者へ書面による報告を行うものとする。なお、機器等の障害（故障）の修復に係る報告、見積の提出についても同様とする。提出書類名及び提出時期は下表のとおりとする。

| 書類名 | 様式 | 提出時期 | 提出様式 |
|---------------------------------------|-----|--------------------|---------|
| 業務担当者一覧表 （責任者、資格証、雇用書類等） | 任意 | 作業開始までに提出 又は変更時 | 紙 |
| 点検日程表 | 任意 | 作業開始までに提出 又は変更時 | 電子媒体 |
| 定期点検記録簿 | 任意 | 定期点検実施年度末 | 紙及び電子媒体 |
| 不良箇所一覧表 | 任意 | 定期点検実施年度末 | 紙及び電子媒体 |
| 空調設備点検確認書 | 任意 | 定期点検実施年度末 | 紙 |
| 写真（点検前・中・後） （室外機全景・銘板部分） （不良箇所） | 写真帳 | 定期点検実施年度末 | 電子媒体 |

※ 提出様式（紙）は施設別にインデックスで整理し、バインダー等に綴じて提出すること

※ 提出様式（電子媒体）はファイル形式：JPEG 又は Excel、提出方法：CD-R で学校ごとにフォルダに分けて記録し 1 部提出すること

※ 本業務の実施に必要な電気、水道等の光熱水費は発注者の負担とする。

※ 下記の消耗品類は、受注者の負担とする。

- ・作業に必要なブラシ、ウエス等
- ・表示ランプ、ヒューズ類
- ・パッキン、錆止類
- ・工具、測定機器類
- ・その他業務に必要な軽微な消耗品

- ※ 発生した廃棄物等は、受注者において引き取ること。
- ※ 電気事業法による自家用電気工作物の維持及び運用の保安に関する事項に関わる場合は、電気主任技術者の指示に従うこと。
- ※ 点検作業については、施設利用者へ支障がないように安全対策を講じるとともに、公衆災害及び労働災害の防止に努めること。
- ※ 点検を実施するときは、学校管理者の立会い求め、業務完了後には「空調設備点検確認書」に確認を受けること。

1 1 修理・保守等

- (1) 設備機器に不具合が生じた場合は、受注者は、速やかに保守要員を派遣し、受注者の費用負担により、修理・点検等必要な措置を講じること。
ただし、発注者の責めに帰すべき事由により修理若しくは調整の必要が生じたとき、又は、発注者の都合により設備機器の設置場所の変更、他の設備機器の取付け等を行う場合については、別途、発注者がそれに要する費用を負担する。
- (2) 設備機器の修理に必要な電気・水は、各施設の設備を無償で利用できる。
- (3) 設備機器の配線、配管等は、本業務の修理の対象に含むものとする。
- (4) 修理・保守等については、メンテナンスは、下記の内容を行うものとする。
また、対象期間については、賃貸借契約期間とする。

ア 故障時無償修理

対象費用：故障修理作業費

室内外機各種部品

オプション部品

(標準ワイヤードリモコン・風量ボリュームコントローラー等)

本内容は、賃貸借契約期間中とし、賃貸借契約終了後の保守については、別途協議とする。

イ 簡易点検（3か月、年4回）

作業内容：運転データ収集

冷媒漏れ確認（目視による点検）

その他、異常の確認（運転音、目視による確認）

ウ フィルター清掃

エ ドレンポンプ分解洗浄

オ 熱交換器清掃（必要都度実施）

フィルター清掃時に確認し、必要があれば実施する

保証対象外となる事項

通常使用以外での故意過失による故障は対象外とする。

落雷・風水害等の自然災害については、動産総合保険の対象とする。

1 2 その他

- (1) 中部電力パワーグリッド株式会社に対し、特例需要場所受電申請を行い、想定引

- 込み位置など、大幅な変更があった際は、発注者、受注者協議の上、契約を変更することができる。
- (2) 本業務以外で実施される改修工事等により、設備機器を一時的に移設する必要がある場合は、発注者の費用負担により、移設・復旧を行うものとする。
 - (3) 苦情等により設備機器の設置場所の変更又は他の設備機器等の取付けを行う場合の費用については、発注者と協議すること。
 - (4) 受注者は、契約期間中、自らを保険契約者とした損害保険（動産総合保険等）に加入することとし、その保険料は、受注者が負担するものとする。
 - (5) 空調機の設置が完了しており、運転可能な場合は、6 設置確認の前であっても発注者が光熱費水費を負担することで各学校管理者にて試運転を行うものとする。
 - (6) 業務に伴い、既施設・設備・機器の破損、汚れ等が発生した場合は、受注者の責任において、現状復旧をすること。
 - (7) 本業務に伴い、事故等が発生した場合は、直ちに発注者に連絡するとともに、事故発生報告書を速やかに提出するものとする。
 - (8) 本業務に伴い、受注者の責に帰すべき事由により発生した事故については、受注者の責任及び費用負担により対処するものとする。
 - (9) 発生材の処理については、全て施設外に搬出し、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に従い適切に処理すること。
 - (10) 本契約の履行に当たり、個人情報保護に関する法律等を厳守すること。
 - (11) 地域への貢献として、一部業務の外部委託に当たっては、可能な限り、市内本店業者を優先的に採用する等、地域経済の活性化に努めること。
 - (12) 本仕様書に定めのない事項において、その履行上、当然必要となる事項については、受注者が責任を持って対応すること。疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議の上、決定することとする。
 - (13) 契約保証金については、津市契約規則（平成 18 年 1 月 1 日規則第 40 号）によるものとする。
 - (14) 本契約以外に各施設において、修繕又は工事等が発生した場合は、当該関係者間において協議し、円滑な進捗に努めること。